

第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

1 これまでの取組と課題

本市では、平成26(2014)年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」で、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を基本理念に掲げ、文化財保護施策の3つの方向性(文化財の価値の共有と継承、文化財の魅力を生かした地域づくり、文化財をみんなで支える仕組みづくり)を示し、その実現に向け、次の5つの方針に基づき取組を進めてきました。

(1) 文化財把握の方針

市域の文化財を適切に保存・活用するために、分野別資料の調査を継続的に計画・実施し、文化財に関するデータベースの構築を図るとしています。

これまで の取組	<p>① 文化財に関する調査・情報把握 文化財を将来にわたって適切に保存するため、専門家・市職員による指定文化財の現状把握調査の実施や、市域古文書所在調査、民俗芸能調査の実施のほか、開発等に伴う埋蔵文化財の調査、国史跡橋樹官衙遺跡群や関連する遺跡の調査研究、大学と連携した古墳調査等を実施しました。</p> <p>② 文化財調査成果の迅速な公開・発信 調査研究の成果は、川崎市埋蔵文化財年報や川崎市文化財調査集録、遺跡リーフレットの発行等を通じて公表しました。</p> <p>③ 文化財の総合的な把握 橋樹官衙遺跡群確認調査事業による調査成果を取りまとめ、これまでに3冊の総括調査報告書を刊行しています。そのほかにも、川崎の近現代から原始までを多摩川河口・海岸線の位置に注目し、未指定を含めた文化財を切り口に解説した「川崎一多摩川のさきつちよ物語」を作成し、配布しました。</p>
課題	<p>指定文化財一覧や地域文化財の一覧、未指定文化財についての調査データの蓄積はあるものの、統一的な様式によるデータベースの構築には至っておらず、写真や図面等のデータの整理・活用には課題があります。未指定の文化財、特に近現代の文化財については、都市化の進行とともに失われていることが多く、把握が十分ではありません。</p> <p>また、指定等文化財所在地と災害関係情報との照合がなされていないことも課題です。</p> <p>埋蔵文化財は、開発に伴う発掘調査を実施していますが、調査を優先させる必要があることから、整理作業や調査報告書の刊行に時間を要しています。一方で、過去に調査した古墳等は、調査から長期間が経過し、経年劣化が懸念されるとともに、近年の研究の進展を踏まえ、その価値を正しく理解するため再度の調査や、公開にむけての取組が必要です。</p>

(2) 文化財の保護活用の基本的な方針

文化財の調査・研究の成果をもとに計画的な指定・登録等を進めるとともに、未指定文化財の把握を進める制度の創設を検討し、文化財に関する広報活動を推進するとしています。

これまで の取組	<p>① 計画的な文化財の指定・登録 橋樹官衙遺跡群(橋樹郡家跡・影向寺遺跡)の国史跡指定をはじめ、市域の文化財のうち重要なものについて、指定・登録を進めてきました。平成26(2014)年度以降は、国指定史跡1件、国登録文化財3件(記念物1・建造物2)市指定6件(建造物1件、古文書1件、考古資料2件、有形民俗1件、無形民俗1件)を新たに指定・登録し、保存・活用を進めてきました。</p> <p>② 「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 平成29(2017)年12月に「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設しました。市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした制度で、文化財保護法や条例により指定・登録されていない文化財が対象です。平成30(2018)年度に63件、令和元(2019)年度に68件、令和2(2020)年度に28件、令和3(2021)年度に31件、令和4(2022)年度に23件、令和5(2023)年度に27件決定しました。</p>
-------------	--

**これまで
の取組** ③ **文化財に関する広報活動の推進**
主にホームページ、メールマガジン、動画発信等のデジタルコンテンツの活用のほか、発掘調査の現地見学会、指定文化財等現地特別公開等を実施してきました。また、地域で活動している団体が作成する広報資料への寄稿等も積極的にを行い、広報の充実に努めてきました。

④ **文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進**
地域学習や歴史学習に際して、土器や石器等の実物資料を活用した学芸員による出前授業、市民団体からの要望に応じた職員による講演等に積極的に取り組んできました。

⑤ **文化財の計画的な保存修理**
現状把握調査等で把握した修理が必要な文化財について、所有者や修理技術者と十分な意思疎通を図り、適切に修理されるよう調整を行ってきました。平成 26(2014)年度から実施してきた保存修理事業は、次のとおりです。

年度	件名	保存修理の内容
平成 26～29 年度	長念寺本堂・庫裏	本堂：保存修理、構造補強 庫裏：北側へ曳家、保存修理を行い、改造の著しい南側は当初復原を実施
平成 26 年度	日本民家園旧鈴木家住宅	耐震補強工事
	日本民家園蚕影山祠堂	屋根等修理工事
平成 27 年度	日本民家園	水車小屋の屋根葺き替え工事
平成 28～29 年度	日本民家園旧三澤家住宅	耐震補強工事・屋根等修理工事
平成 30 年度	安藤家長屋門	経年劣化による屋根・下屋の腐朽部分の添え木打ち等
	光明院木造不動明王及び二童子像	解体修理、クリーニング、剥落止め、割損部修理、部分補彩
	泉沢寺木造四天立像	四天立像のうち広目天 1 軀について、一部解体修理及びクリーニング、剥落止め、損傷部修理等
	日本民家園旧広瀬家住宅	屋根補修工事
平成 30 年度～令和元年度	日本民家園旧山下家住宅	耐震補強・屋根等修理工事
令和元年度	妙楽寺薬師如来両脇侍像	燻蒸
令和 2 年度	日本民家園旧清宮家住宅	屋根葺き替え工事
	日本民家園旧鈴木家住宅	屋根補修工事
令和 2～5 年度	日本民家園旧太田家住宅	耐震補強・修理工事
令和 4 年度	影向寺木造聖徳太子立像	燻蒸、クリーニング、剥落止め、一部解体修理、損傷部修理等
令和 5 年度～	日本民家園旧作田家住宅	耐震補強・修理工事

⑥ **文化財の計画的な公開による普及啓発の推進**
指定文化財等現地特別公開の実施や川崎市民俗芸能保存協会と共催して実施する川崎市民俗芸能発表会等で文化財の公開を計画的に行うほか、博物館施設における常設展・企画展等によりその機会を充実させてきました。また、文化庁の補助事業を活用した無形の民俗文化財・無形文化財(乙女文楽)の普及啓発・情報発信事業等も実施しました。

課題 これまでに実施してきた文化財調査の成果や地域文化財から、価値の高いもの、速やかに保護の対象とすべきものについて、専門家等との協議を行い、指定候補リストを作成し、計画的な指定登録等を進める必要があります。
地域文化財顕彰制度の運用により、未指定文化財の把握が行いやすくなっているものの、地域文化財決定後の活用は十分ではありません。地域や学校とさらに連携する等、積極的な活用の検討が必要です。
文化財の計画的な公開による普及啓発の推進は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、従来の手法による公開に困難を伴うようになりました。デジタルコンテンツの活用等、新たな手法の開発が必要になっています。特に民俗芸能分野では、活動の縮小や担い手不足がコロナ禍により顕著に見られており、資金確保を含め活動の継続に向けての取組が大変重要になっています。

(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備

多くの人の参画を得て文化財の保存・活用を進めるため、市民参加型の体制づくりや市民や専門家、行政間の連携による人材育成の取組を進めるとしています。

<p>これまで の取組</p>	<p>① 市民参加型の保護活用体制の構築 「川崎市地域文化財顕彰制度」の制度設計に当たって、地域文化財候補の推薦者を地域で文化財の保存・活用を担う団体とすることで、未指定文化財の把握を地域が主体的に行う仕組みを整えました。</p> <p>② 文化財保護活用拠点機能の充実に向けた検討 博物館施設のほか、東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館、柿生郷土史料館、地名資料室等地域の拠点となる施設等で地域の市民活動との連携等を図ってきました。</p> <p>③ 専門性を有する人材確保 文化財や博物館の専門職の在り方について、市では平成 27・28(2015・2016)年度に庁内に検討委員会を設置し文化財・博物館専門職の人材確保・人材育成・専門性の継承等の課題を整理し、専門職員のあり方についての検討を行いました。その議論を踏まえ、文化財の保存・活用を適切に進めるため、日本民家園の民俗担当学芸員、青少年科学館の自然及び天文分野に学芸員を配置しました。川崎市市民ミュージアムにも学芸員を配置しています。 史跡・埋蔵文化財分野は、国史跡橋樹官衙遺跡群の適切な保存・管理を図り、かつ埋蔵文化財保護行政を円滑に執行するため、専門職員を配置していますが、その多くが任期付職員です。その他の各分野については、専門職員を確保することは困難なため、専門家から指導や助言を得ながら業務にあたっています。</p> <p>④ 市内行政区間及び他市町村等との連携 庁内では川崎市文化財保護活用計画推進会議を設置し、市域の文化財やその活用についての情報共有と意見交換の場として運営しています。 他市町村との連携については、国や県が主催する会議や研修等に参加し、課題や事例の情報共有等の連携を図っています。また、関係する文化財について、世田谷区や茅ヶ崎市等と連携を図っています。</p> <p>⑤ 「川崎市文化財ボランティア」の運用 文化財の保存・活用に興味関心のある方で、教育委員会が実施する養成講座を修了した方を「川崎市文化財ボランティア」として登録する仕組みを平成 28(2016)年度に整備し、運用しています。近年は、保存・活用に関する活動のほか、文化財の調査にも活動範囲を広げています。</p> <p>⑥ 補助制度の活用及び（仮称）川崎市文化財保護基金の創設の検討 文化財の保存・活用に関する財源については、橋樹官衙遺跡群の調査や整備、日本民家園の展示古民家の耐震補強等に国・県の補助金を積極的に活用しているほか、民俗芸能の保存継承に関しては民間の助成金等も活用しています。一方で、基金の創設については検討の結果、目的に応じてより柔軟な運用が可能なるさと納税やクラウドファンディングの仕組みを活用しました。</p>
<p>課題</p>	<p>文化財ボランティアや地域の市民による史跡の環境整備を行う史跡保存会等については、メンバーの高齢化や固定化が見られるため、新たな担い手の確保に向けた取組が必要です。 一方で、行政においては、文化財を通じて市や区の魅力発信をしている関係部局の職員間の情報共有や連携の強化が必要なほか、新たに文化財部局に配置された職員の知識の更なる向上が必要です。市の文化財担当部局や博物館施設では、専門的な知識や技術を有する職員を活用するとともに、専門家との協働を通じて職員の専門性を向上させる必要があります。また、各分野の専門家との連携をさらに進める必要があります。 文化財の保存・活用の拠点として、これまで川崎の歴史文化の展示や資料の収集・保管、教育普及事業を担ってきた川崎市市民ミュージアムは、令和元年東日本台風により収蔵庫が浸水被害を受け、多くの収蔵品や文化財が被災しました。被災収蔵品の修復等を進めていますが、その処置には長い時間を要することが予想されます。 日本民家園は、家に付属する民具や大工道具、民家園の設立に関わった大岡賞博士の調査研究資料等を所蔵していますが、園内に資料を収蔵しきれず、比較的温湿度の変動に強い資料については市立学校の空き教室を活用している状況であり、資料の保存・活用に課題を抱えています。 また、発掘調査で出土した遺物は、文化財保護法の規定によって教育委員会が文化財として適切に認定し、認定後は資料の性質に応じ、利活用可能な保存管理が必要です。川崎市市民ミュージアムで保管していた多くの考古資料や調査記録が被災し、再整理を継続しています。市では、暫定的に市有施設に分散配置していますが、各施設は飽和状態で、適切な保存管理と活用ができる収蔵施設の整備が必要です。</p>

(4) 個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方

個別の文化財について、その本質的な価値を確認し、適切に保存・活用していくための基本的な方針や具体的な取扱基準、保存・活用の体制や方策を定める計画を策定し取組を進めるとしています。

これまでの取組	<p>平成 27(2015)年に橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定された後、保存・活用の基本的な考え方を整理した「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を平成 29(2017)年度に、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を平成 30(2018)年度に策定し、計画に基づき取組を進めてきました。</p> <p>また、影向寺遺跡については、所有者である影向寺が、令和 4(2022)年度から整備基本計画の策定を開始しており、国や県と連携しながら策定の支援を行っています。</p> <p>市域の指定文化財建造物の多くを占める川崎市立日本民家園においては、古民家や古民家に付属する民俗資料等を適切に保存・活用していくため、「日本民家園運営基本方針」を令和 5(2023)年度の策定を目指し検討を進めています。</p>
課題	<p>国史跡橘樹官衙遺跡群については、追加指定や調査研究の進展により計画策定時よりも史跡指定地が拡大しており、公有地化の方針・方法の再検討等が必要になっています。</p> <p>また、大部分が宅地化されている橘樹官衙遺跡群においては、あらかじめ大規模に調査を行った上で史跡に指定するという手法をとることができず、建替え等の事由が発生した際に、土地所有者に協力を依頼し調査を行い、研究を進めています。史跡整備は発掘調査の成果に基づき進めていく必要があり、調査の進展に伴い当初の計画内容と遺跡群の実態が合わない部分が出てきています。このため、平成 30(2018)年度に策定した「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の改定が必要となっています。</p> <p>日本民家園については、計画的に保存修理や耐震化を進めています。自然災害等の影響で屋根の保存状況が急速に悪化する等、工事の効率と保存状況を見極めながら修理等をしていく必要があります。</p>

(5) 関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方

市域の文化財を総合的に保存・活用するため、有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から「一定のまとまり」として捉えた、関連文化財群や歴史文化保存活用区域を設定し、普及啓発を図ることとしています。

これまでの取組	<p>国史跡橘樹官衙遺跡群周辺については、影向寺の文化財群、子母口貝塚、子母口富士見台古墳や橘樹神社等を合わせた史跡めぐりの実施等により、地域的なまとまりとして活用事業を行ってきました。</p> <p>また、「川崎一多摩川のさきつちよ物語」で取り上げた関連文化財群については、マップの配布を広く行いました。</p>
課題	<p>「川崎市文化財保護活用計画」においては、事例として関連文化財群や歴史文化保存活用区域を掲げましたが、構想にとどまり、取り組むべき事業を設定していなかったため、具体的なテーマや地域を設定し活用を進めるには至りませんでした。本計画の作成に当たっては、関連文化財群や文化財保存活用区域を明確に設定し、活用に係る取組を明確にするとともに、市内・庁内で周知を図り、多面的に活用していくことが必要です。</p>